

令和8年度大館市浄化槽設置整備事業

補助金のしおり

大館市建設部 下水道課 生活排水係

TEL 0186-(43)-7089 FAX 0186-(55)-1186

【補助事業の概要】

1 補助事業の目的

大館市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、設置費用等の一部を補助します。

2 申請受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年10月30日（金）まで

※申請の受付は先着順とし、受付期間内であっても予算を超える場合は受付を終了します。

※事前に工事着手をした場合は、交付対象外となりますのでご注意ください。

3 実績報告書提出期限

補助事業完了後15日以内又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日

4 補助の種類

合併処理浄化槽の①設置費及び、転換に係る単独処理浄化槽、くみ取り便槽の②撤去費、③宅内配管工事費の一部を補助します。

ただし、建て替えにより既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を入れ替える場合については、②撤去費及び、③宅内配管工事費は補助交付対象外となります。

①補助限度額

	設置工事	転換※建て替えは対象外となります。		
人 槽	① 設置費	② 撤去費	③ 宅内配管工事費	合 計
5人槽	414,000 円	単独 150,000 円	330,000 円	894,000 円
		くみ取り 120,000 円		864,000 円
7人槽	474,000 円	単独 150,000 円		954,000 円
		くみ取り 120,000 円		924,000 円
10人槽	660,000 円	単独 150,000 円		1,140,000 円
		くみ取り 120,000 円		1,110,000 円
補助対象経費	① 設置費	浄化槽本体費及び送風機費、据付工事費、電気工事費、試運転調整費 など		
	② 撤去費	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽をすべて掘り起こして適法に処理する費用		
	③ 宅内配管工事費	便所・風呂・台所等から浄化槽への流入管、ます及び浄化槽から水路等への放流管の工事費 ※適切な便槽等撤去が確認できない場合、補助対象外となりますのでご注意ください。		

※②撤去費補助を受ける場合は、原則として敷地内の既存単独処理浄化槽等をすべて撤去する必要があります。

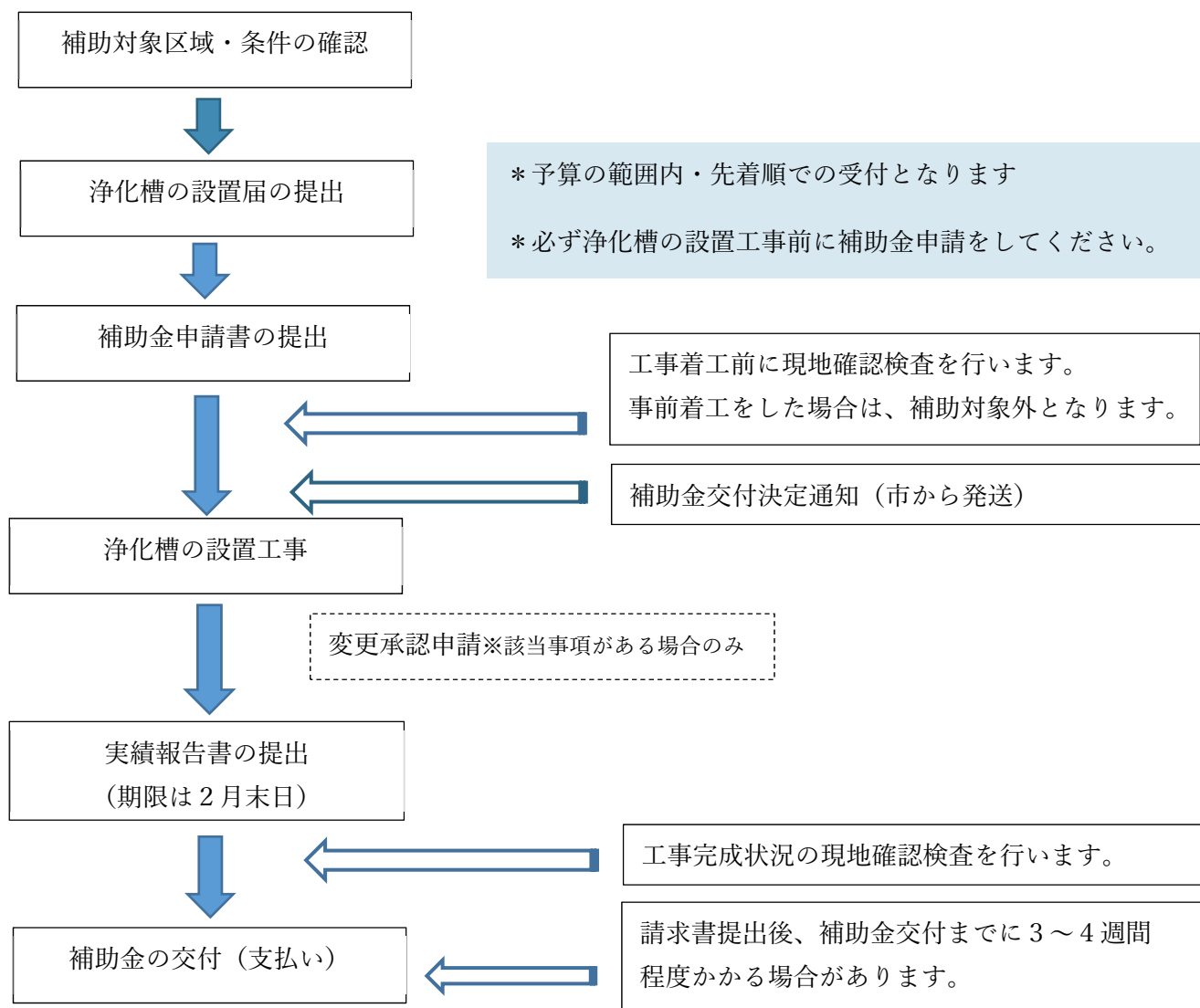
②補助基準額

設置費、撤去費及び宅内配管工事費のそれぞれにかかった金額と補助限度額のいずれか低い方の金額を補助基準額として交付します。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

【補助金申請の手続き方法】

1 申請の流れ

一般的な申請の流れとなりますので参考にしてください。



2 留意事項

(1) 補助金交付申請

① 浄化槽の要件

*浄化槽法第2条第1号に規定のうち、し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上、かつ、放流水のBODの日間平均値が1リットルあたり20グラム以下の機能を有するもの

*10人槽以下の浄化槽については、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合し、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録され、かつ、浄化槽機能保証制度に基づき、社団法人全国浄化槽団体連合会に登録されたもの。

② 交付の要件

【建築用途】

＊居住を目的とする住宅・店舗兼併用住宅（併用住宅で居住用部分の延べ床面積が総延べ床面積の1/2以上で10人槽以下の場合）

【対象区域】

＊下水道供用開始区域・下水道事業計画区域及び農業集落排水事業処理区域を除く区域

【設置工事】

＊浄化槽法第21条の登録を受けている者又は浄化槽法第33条第3項の規定に基づき秋田県知事に届出を行い、かつ大館市より大館市排水設備工事指定店として指定を受けている者が施工を行うこと。

【転換】

＊既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替えること。

【撤去費】

＊転換における既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去

＊撤去については、完全撤去を原則とする。

（生活環境等に問題が生じる場合においては、事前にご相談ください。）

【宅内配管工事費】

＊転換において、補助対象合併処理浄化槽へ生活排水を流入させ処理水を公共用水域等に放流させるために必要な管の設置（流入と放流のためのます、ポンプ槽の設置及び既設配管の撤去を含む。）

③ 交付対象とならない方

※次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

①建築確認または浄化槽設置の届出せずに浄化槽を設置する者

②補助金の交付決定前に浄化槽設置工事に着手した者

③住宅を借りている者で、貸主の承認が得られない者

④令和9年2月26日（金）までに浄化槽設置工事を完了することができない者

⑤市税を滞納している者

⑥賃貸若しくは売却等の営利目的で浄化槽を設置しようとする者

④ 申請方法

申請書に必要書類を添付し、下水道課生活排水係までご持参ください。

申請書は市ホームページよりダウンロードできます。

⑤ 確認書類（添付書類）

- ①浄化槽設置届出書の写し
- ②浄化槽設置場所の案内図
- ③見積書及び内訳書の写し
（ 設置工事 ） 浄化槽設置費の内訳詳細がわかるもの
（ 転 換 ） 浄化槽設置費・撤去費・宅内配管工事費の内訳詳細がわかるもの
- ④浄化槽登録要領の規定による登録証の写し
- ⑤型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑥登録浄化槽管理票（C票）
- ⑦浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- ⑧浄化槽法定検査依頼書（法第7条）の写し
- ⑨浄化槽の配置、排水系統図及び建物平面図
- ⑩浄化槽設備士免状の写し
- ⑪借家、借地の場合は所有者等の承諾書
- ⑫申請者の世帯全員分の納税証明書
- ⑬既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況を確認できる書類（※転換時申請のみ）
- ⑭その他市長が必要と認める書類

⑥ 施工方法

「浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015年版（日本建築行政会議）」に準じて施工すること。

（2）実績報告

① 提出期限

工事完了日から**15日以内又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日**までに実績報告書と必要書類を提出してください。

② 確認書類（添付書類）

- ①浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- ②施工状況の写真
（ 設置工事 ） 着工前～作業状況～完成を確認できるもの
（ 転 換 ） 着工前（撤去前）～作業状況～完成を確認できるもの
※工事状況や設備の内容が十分に確認できない写真は受付できません。
- ③浄化槽設備士が適正な施工を確認したことを証するもの（チェックリスト）
- ④補助対象者と浄化槽工事業者等との工事請負契約書の写し
- ⑤工事代金領収書の写し
（ 設置工事 ） 浄化槽設置費の内訳詳細がわかるもの
（ 転 換 ） 浄化槽設置費・撤去費・宅内配管工事費の内訳詳細がわかるもの
- ⑥撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を適正に処理したことを
証明する書類（マニフェストの写し等）※転換時申請のみ
- ⑦浄化槽使用廃止届出書（単独処理浄化槽を廃止する場合）

⑧浄化槽の配置・排水系統図及び建物平面図・縦断図

⑨補助金交付請求書

⑩浄化槽使用開始報告書（工事完了から使用開始まで期間が空く場合はお知らせください。）

（３） その他の注意事項

- ① 補助対象区域や補助内容については、年度ごとに見直しがありますのでご注意ください。
- ② 補助金の支払いは、工事が適正にされているか市職員が完了検査（現地確認）後、補助金の請求書を受理してから３～４週間後となります。
- ③ 浄化槽の維持管理が適正にされていない場合は、補助金を返還していただくことがありますのでご注意ください。（保守点検・清掃の未実施・法定検査の未受検等）

参 考

*各形態で利用できる補助金について

補助内容 形 態	現在の汚水処理方法	補助の対象		
		① 設置費	② 撤去費	③ 宅内配管
設置工事	合併処理浄化槽	× ※1	-	-
	単独処理浄化槽	○	-	-
	くみとり便槽	○	-	-
転 換	単独処理浄化槽	○	○ ※2	○ ※2
	くみとり便槽	○	○ ※2	○ ※2

※1 市外等からの転入は除く

※2 建て替えは対象外となります。